令和　6年　4月　11日

閲覧設計図書等に関する「回答書」

以下の工事（業務）の閲覧設計書等に関する質問について回答します。

工事名	丸子地域自治センター整備事業 南棟設備改修　機械設備工事

No.1	質問	設備図において太線は新設、細線は既設と有りますが太線と細線のｺﾝﾄﾗｽﾄが判断付きません、ｺﾝﾄﾗｽﾄの鮮明な図面はありますか。
	回答	太線・細線の別が分かりにくく申し訳ありません。改めて図面PDFデータを整備し、ホームページにて公開します。
No.2	質問	特記仕様書において、執務エリア内の工事は庁舎閉庁日の作業と有りますが土日祭日になるという事ですか。実質工期100日程度しかありませんが、施工可能でしょうか。
	回答	閉庁日は基本的には土曜日、日曜日、国民の祝日となります。上記の日でも選挙や確定申告等で工事を制限いただく日もあり、都度協議にて調整と考えています。 日数が不足の場合は、開庁日の閉庁後工事や工期延長など、協議により必要な調整を行います。
No.3	質問	翌執務開始時までに執務可能な状態にするとありますが、天井撤去後の作業が主になりますが、天井復旧まで行わなければなりませんか。
	回答	都度の天井復旧は不要です。

No.4	質問	天井撤去場所に照明器具や火報、LAN関連の機器等が有った場合は撤去復旧は別途電気工事と考えてよろしいですか。
	回答	天井撤去に伴う既存照明の仮再設置を電気設備工事の中で見込んでいます。火災報知設備の感知器の取扱いは「工事中の消防計画」によりますので、着工時の消防協議にて確認となります。ほか、通信設備等、工事に見込んでいない設備が干渉する場合は都度協議を行い調整します。
No.5	質問	協議により執務日の閉庁後に工事を実施可能と有りますが、夜間作業になりますがその場合も天井復旧まで行わなければなりませんか。
	回答	都度の天井復旧は不要です。
No.6	質問	執務並行型の作業ですが、作業場所の家具類、事務用品類は施工日の前に客先にて片づけていただけますか。
	回答	基本的に机・椅子・キャビネット等の事務備品や机上のパソコン等はそのままの状態で、施工者様にて養生を行っていただき施工することを想定しています。工事を進めるうえで庁舎側で必要となる備品移動や片づけについては工事定例会議等の中で確認し調整します。